

2007年11月号掲載

老人保健制度 が変わります

後期高齢者医療制度

75歳以上の方へ

来年4月からスタート

後期高齢者医療制度 いよいよ4月1日からスタート!!

老人保健制度 (現行)		後期高齢者医療制度
国民健康保険や会社の医療保険などに加入しながら「老人保健制度」で医療を受けています。	どう変わるの?	75歳以上のすべての方を対象とした「高齢者のための」独立した制度です。平成20年4月からは、これまで加入していた医療保険を脱退し、後期高齢者医療保険に加入していただきます。
国保では市町村、その他の健康保険組合などは加入している医療保険ごとに運営しています。	どこが運営するの?	県の後期高齢者医療広域連合が運営します。申請手続き等の窓口は、今まで通り市役所です。
75歳以上の方 65歳以上で一定の障害のある方	対象者は?	変更ありません。 ※移行するための手続きはありません。平成20年4月1日から ○現在の老人保健の対象者は、平成20年4月1日から ○平成20年4月に75歳になる方は、誕生日の当日から
75歳の誕生日の月の翌月 (1日生まれの方はその月から)	いつから?	
○一般の方は、1割 ○一定以上の所得のある方は、3割	医療費の負担は?	変更ありません。
保険証 (国保、健保等) 医療受給者証	保険証は?	後期高齢者医療被保険者証がひとりに1枚交付されます。来年3月頃、発送の予定です。(現在の白色の医療受給者証はなくなりません。)
保険料は世帯ごとに決まり、加入する国保や健康保険等に納めています。	保険料は?	広域連合ごとに決められた保険料を加えて一人ひとりが納めることになります。
療養費の給付や入院時の食事代、高額医療費など	保険給付は?	変更ありません。

保険料は?

保険証は?

保険料の納め方は、

受給している年金の額によって、年金から天引きされる特別徴収と納付書などで納める普通徴収の2通りに分かれます。天引きされる年金は介護保険料と同じになります。

いいえ

はい

はい

介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の合計が年金受給額の2分の1を超える

受給している年金が
年額18万円未満

特別徴収

介護保険料と同じように年金から天引きされます。年金の支払い月に、保険料を年6回に分けて天引きされます。※特別徴収の方でも事情により納付書で納める場合があります。

普通徴収

市町村から送られてくる納付書により、取扱金融機関で納めます。
納期は7・8・9・10・11・12・1・2月です。

3月20日以降、対象者一人ひとりに、新しい『後期高齢者医療被保険者証』が郵送されます。

※保険証は、郵便局の配達記録郵便で届けられます。受け取りの際に印鑑が必要となり、不在の場合には、再配達または、郵便局で受け取ることが可能です。

問合せ先

住民課後期高齢者医療担当

☎66-3405

県後期高齢者医療広域連合

☎055-23615671

所得税の確定申告・町県民税の申告が始まります。

《申告期間は2月18日～3月17日》

今年も、町県民税及び国民健康保険税の申告時期が近づきました。この

▲所得税

◎確定申告が必要な方(主な事項)

- ◇営業や農業などの事業を営んでいる方
- ◇地代や家賃収入などの不動産収入がある方
- ◇土地や建物をもって収入を得た方
- ◇2ヶ所以上から給与を受けており、年末調整をしていない方
- ◇年末調整をされた方で給与以外の所得が20万円を超える方

◎還付申告ができる方

※所得税を源泉徴収されている方が対象です。
※預金口座番号、源泉徴収票が必要
です。

役場受付

本庁舎↓税務課 窓口
分庁舎↓エスカレーター奥
会議室

申告はあなたの昨年1年間の決算であり、課税資料としてだけでなく保険料や各種手当等の算定(判定)や、所得証明など諸証明書発行の基礎になる重要なものです。申告期間、場所、必要なものを今一度確認のうえ、申告会場にお出かけください。

◇平成19年中にマイホームをローンで取得した方

◇多額の医療費を支払った方

◇年の途中で退職し、再就職していない方(内容により、領収書などの添付書類が必要になります。)

◎国税庁ホームページで、確定申告書などの作成ができます。
<http://www.nta.go.jp>

「確定申告書作成コーナー」

◇自宅や事務所から、国税の申告等の提出や納税ができます。

事前に電子証明書の取得、届出書の提出他の手続きが必要です。

詳しくはe-taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

をご覧ください。

▲町県民税

給与のみで勤務先から役場へ「給与支払報告書」が提出されている方や所得税の確定申告をされる方以外の方が対象となります。必要事項を記入し、提出してください。
申告が必要と思われる方には既に申告用紙をお送りしましたが、退職等により申告が必要なのに届いていない場合は、お手数ですがご連絡ください。

申告時に持参する書類等

- 一、町民税・県民税の申告書及び印鑑(税務署から申告書類が送付されている場合は、その申告用紙)
 - 二、平成19年分の源泉徴収票の原本(給与・年金収入のある方)
 - 三、営業・農業等の事業所得、又は不動産所得のある方は所得計算ができる書類
 - 四、平成19年中に支払った生命保険・個人年金・損害保険の支払証明書
 - 五、平成19年中に支払った医療費の領収書(医療費控除を受ける方)
- ※生命保険の満期、シルバー人材センター、内職等からの収入は所得となりますので、必ず申告してください。

平成20年度から実施される主な改正内容

◎地震保険料控除

地震保険料控除が創設されました。地震保険料控除は、これまであった損害保険料控除に変わって創設された控除です。これにより、平成19年分から損害保険料控除が廃止されました。た

だし、平成18年末までに締結した長期損害保険契約については、経過措置が設けられ控除が受けられます。(短期損害保険料控除は廃止になりました。)

地震保険料控除額

所得税…支払った保険料の全額

(控除限度額50,000円)

町県民税…支払った保険料の2分の1
(控除限度額25,000円)

◎住宅ローン控除について

税源移譲により所得税が減ったことにより、住宅ローン控除を受けることのできる金額が減る場合は、この所得税の住宅ローン控除額の減少分について、翌年度の町県民税から差し引く措置がとられます。ただし、期限内に申告が必要となりますのでご注意ください。

☆対象者…平成11年から平成18年末までに入居された方

☆対象年度…平成20年度分から平成28年度分まで

☆申込方法…その年の3月15日までに町へ申告が必要です。

(平成20年度については、平成20年3月17日まで)

※詳細については、広報1月号をご覧ください。

申告をしない方…

*賦課資料がないため、公営住宅や児童手当、保育園などの手続きに必要な所得証明書や、課税証明・非課税証明書等の発行ができません。
*国民健康保険税、介護保険料の軽減制度が適用されない場合があります。

問合せ先

役場税務課 ☎66-3404(直通)
鵜沢税務署 ☎0556-22-3191